

## 広島県産応援登録制度表示基準

### 第1条 目的

広島県産応援登録制度の愛称「チア！ひろしま」のロゴマーク（以下、「ロゴマーク」）の適正な使用を図ることを目的とする。

### 第2条 定義

本ガイドラインで規定するロゴマークの仕様及び使用できる範囲については、別紙のとおりとする。

### 第3条 使用者

ロゴマークを利用できる者は、原則として、広島県産応援登録商品又はその加工品を製造又は販売する者とする。ただし、県が認めた場合には、その限りではない。

### 第4条 使用の申請及び許可

ロゴマークを使用しようとする者は、「チア！ひろしま」ロゴマーク使用申請書により県へ申請する。県は適当と認めた場合には、使用を許可する。

### 第5条 事故、苦情等の処理

- 1 ロゴマークを使用した商品等に関する事故、苦情などが発生した場合は、使用者が誠意をもって使用者の責任の下に必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の事故等については、県はその責を負わないものとする。

### 第6条 適正利用

ロゴマークの不適切な使用が認められた場合には、県は、使用者に対して適正に使用するよう求めると同時に、改善されない場合には使用の中止を求めるものとする。

### 附則

施行日：令和4年5月30日

1 規定色

CMYK : C34% + M 100% + Y 100% + K 0%

RGB : R178 + G30 + B36

又は、白黒とする。

2 縦横比率

縦横の比率を変えずに、データのまま縮小・拡大してください。

3 使用できる用途とロゴマークの型

ロゴマークは、下記のいずれかの用途で使用してください。ただし、県が認めた場合には、その限りではありません。

(1) 広島県産応援登録商品を販売するなど、広島県産応援登録制度と関連した取組みを行う場合

01 「チア!ひろしま」のみ

RED

BLACK

WHITE



02 「チア!ひろしま」+「広島県産応援登録制度」



03 組み合わせ：横組み

RED

BLACK

WHITE



04 組み合わせ：縦組み



(2) 広島県産応援登録商品であることを示す場合

01 「チア!ひるしま」のみ



商品貼付用



(3) 広島県産応援登録商品を使った加工品であることを示す場合

加工品

RED

BLACK

WHITE

07 正方形  
W25mm×H25mm



08 型抜き  
W25mm×H23.1mm



#### 4 申請の流れ

